別表第９の２（第17条の２関係）

［新設］

対象設備	設備区分	
端末系伝送路設備	メタルケーブル	加入者側終端装置～局舎側終端装置間に設置するもの（第一種公衆電話機を設置して提供する音声伝送役務のみに用いられるものに限る。）
公衆電話機	公衆電話機端末	公衆電話機端末（公衆電話ボックス及び端末設備の設置又は格納に必要な置台等の設備を含む。） 配線設備（公衆電話機端末～加入者側終端装置間に設置するものに限る。）

別表第９の３（第17条の２関係）

［新設］

適格電気通信事業者名＿＿＿＿＿＿＿＿

年度分

（単位　円）

第一種公衆電話機台数削減関係固定資産明細表

	対象設備	地域名
第一種公衆電話機を設置して提供する音声伝送役務のみに用いていた資産（当該資産の撤去のみを目的として撤去されたものに限る。）	メタルケーブル	
	公衆電話機端末及びこれの附属設備	

注１　地域とは、全国を北海道、東北、関東、信越、北陸、東海、近畿、中国・四国及び九州・沖縄に分けたものをいう。なお、北海道には、北海道を、東北には、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県及び福島県を、関東には、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県及び山梨県を、信越には、新潟県及び長野県を、北陸には、富山県、石川県及び福井県を、東海には、岐阜県、静岡県、愛知県及び三重県を、近畿には、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県を、中国・四国には、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県及び高知県を、九州・沖縄には、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県を含める。

２　「地域名」と記載されている箇所には、当該適格電気通信事業者が第一種公衆電話機台数削減を行った地域を記載し、記載する地域の数に応じ、適宜欄を増やすこと。

３　「地域名」の欄には、対象設備が撤去された時点での資産額を地域ごとに合計して記載すること。

別表第９の４（第17条の２関係）

［新設］

費用区分	算定方式
撤去費用	公衆電話機端末及びこれの附属設備に係るもののうち施行規則第14条第２号イに係るもの 第一種公衆電話機台数削減に係る撤去に要した費用×施行規則第14条第２号イに係る当該適格電気通信事業者の通信量対第一種公衆電話機に係る当該適格電気通信事業者の通信量比率